

訪問看護事務処理一覧表 ※医療と介護がありそれぞれ、手続きが異なります

訪問看護	申請種類	必要となる手続きの申請先				
		生活保護法による 医療機関の指定	生活保護法による 介護機関の指定	健康保険法による 医療機関の指定	介護保険法による 介護機関の指定	備考
	新規指定	保護管理課	ちゃーがんじゅう課	厚生局	ちゃーがんじゅう課	生活保護法による医療機関の指定は、介護と別で保護課管理課へ申請が必要。厚生局との情報連携はない。
	更新申請	保護管理課	更新制度なし	更新制度なし	ちゃーがんじゅう課	医療は保護課へ更新申請書の提出が必要。生活保護法の介護は更新不要。
	変更	保護管理課	保護管理課	厚生局	ちゃーがんじゅう課	厚生局、ちゃーがんじゅう課とは別で保護管理課へも申請が必要。
	休止 廃止	保護管理課	保護管理課	厚生局	ちゃーがんじゅう課	厚生局、ちゃーがんじゅう課とは別で保護管理課へも申請が必要。

※訪問看護は、厚生局との情報連動の対象外のため、生活保護法による医療機関の指定を受ける場合、那覇市保護管理課への申請が必要です。

※生活保護法による介護機関の指定について、新規指定はちゃーがんじゅう課と連動して、みなし指定となりますが、指定以降に発生した手続き（変更・廃止など）はちゃーがんじゅう課と連動していないため、那覇市保護管理課への申請が必要です。

※ちゃーがんじゅう課で介護指定受け、生活保護の介護機関のみなし指定を受けた事業所で、生活保護法による医療機関の指定を希望する場合は、別途、那覇市保護管理課への申請が必要です。